

熊谷市監査委員公告第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和4年8月25日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

令和4年度上下水道部定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

経営課、水道課、下水道課

(2) 対象事務

令和3、4年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

(1) 収入事務

- ① 帳票等と現金は突合しているか
- ② 必要な帳簿類は整備されているか
- ③ 納入の通知は適正に行われているか
- ④ 補助金申請の手続は適切にされているか
- ⑤ 債権管理は適正に行われているか

(2) 支出事務

- ① 必要な手続は行われているか
- ② 適正な支出となっているか

(3) 契約事務

- ① 安易な随意契約を採用していないか
- ② 契約の履行に問題はないか
- ③ 完了報告を漏れなく受領しているか
- ④ 検査結果通知書等は作成されているか

(4) 負担金

- ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか
- ② 負担効果の点から整理すべきものはないか

(5) 工事

- ① 業者の選定は適切か
- ② 工事の実施は計画的に行われているか
- ③ 検査完了以前に支払をしているものはないか

(6) 財産管理

- ① たな卸は適切に実施されているか
- ② 貯蔵品出納簿は整備されているか
- ③ 水道用薬品の管理は適切か

(7) その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 現金出納簿
- (イ) 水道料金及び下水道使用料の滞納状況、不納欠損に関する書類
- (ウ) 設計審査手数料
- (エ) 工事検査手数料
- (オ) 社会資本整備総合交付金
- (カ) 受益者負担金

イ 支出事務

- (ア) 備品購入費
- (イ) 量水器費
- (ウ) 水質検査手数料
- (エ) 配水施設漏水その他修繕料
- (オ) 施設所有管理者賠償責任保険料
- (カ) 管渠等修繕料

ウ 契約事務

- (ア) 水道料金等徴収業務委託
- (イ) 水道メーター検針等業務委託
- (ウ) 下水道使用料徴収事務委託
- (エ) 防災行政無線局保守委託料
- (オ) ストックマネジメント実施方針策定業務委託（ポンプ場・終末処理場）
- (カ) 資材価格特別調査業務委託

エ 負担金

- (ア) 土木積算システム負担金

オ 工事

- (ア) 東部浄水場施設改修工事
- (イ) 久保島地内ほか送水管布設工事
- (ウ) 熊谷第1処理分区下水道工事（第1工区）
- (エ) 元荒川第3処理分区下水道工事

カ 財産管理

- (ア) 貯蔵品出納簿

キ その他

- (ア) 出勤簿
- (イ) 危機管理マニュアル

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、経営課、水道課、下水道課、東部浄水場、水道庁舎会議室

(2) 監査期間

令和4年5月13日から令和4年6月29日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

ア 現金出納簿について、記入の仕方に誤りがあった。領収書等の書類と現金の金額を照合し、記入漏れがないよう正確な事務処理を行うべきである。

【下水道課】

イ 水道料金等徴収業務について、受託者が徴収することを告示していたが、受託者が交付している領収書に受託者名の記載がないものがあったので、改善すべきである。

また、受託者から職員が現金を受領する際に、職員がジャーナル（レジスターの操作により記載された情報）の確認を行っていなかった。地方公営企業法施行令第26条の4及び熊谷市水道事業及び下水道事業会計規程第21条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【経営課、水道課】

ウ 加入者分担金と各種手数料の現金領収に当たっては、熊谷市水道事業及び下水道事業会計規程第20条（様式第10号）に基づき適正な領収書を交付すべきである。

【水道課】

エ 受益者負担金の現金領収に当たっては、熊谷市水道事業及び下水道事業会計規程第20条（様式第10号）に基づき適正な領収書を交付すべきである。

また、下水道事業受益者負担金納付書兼納付済通知書の金額を訂正し領収していた事例があったが、公金（現金）の取扱について、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道課】

オ 社会資本整備総合交付金について、補助金に関する通知や交付決定通知等に文書収受がされていなかった。熊谷市水道事業及び下水道事業管理規程第28条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【下水道課】

(2) 支出事務

指摘事項なし

(3) 契約事務

ア 防災行政無線局保守委託料について、定期保守点検を年2回実施しているが、契約約款で定められた定期保守点検に係る検査結果通知が1回のみであった。契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【水道課】

イ 資材価格特別調査業務委託について、50万円を超える業務委託が2者見積りで随意契約されていた。熊谷市水道事業及び下水道事業契約規程に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【下水道課】

(4) 負担金

指摘事項なし

(5) 工事

指摘事項なし

(6) 財産管理

ア 固定資産台帳と貯蔵品出納簿は整備されていたが、備品台帳が整備されていなかった。備品について備品台帳を整備し適正な管理を行うべきである。

【経営課、水道課】

イ 公印の管理について、実在する公印の数が規程及び規則と一致しておらず、公印台帳が整備されていなかった。熊谷市水道事業及び下水道事業管理規程及び熊谷市公印規則に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【経営課、下水道課】

(7) その他

ア 起案書に記入漏れがあった。熊谷市水道事業及び下水道事業管理規程第28条、「文書事務の手引」に基づき適正な事務処理を行うべきである。なお、文書主任は役割を認識し適正な事務処理を行うべきである。

また、工事に関する関係書類等に文書收受されていないものがあった。熊谷市水道事業及び下水道事業管理規程第28条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【経営課、水道課、下水道課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

(1) 劇物（薬品）の管理について

劇物（薬品）の貯蔵及び取扱いについては適切に管理されていたが、所定の管理規定が整備されていなかった。劇物による事件・事故を防止するため、また万が一事件・事故が発生した時にその危害を最小限に食い止めるため、「毒物劇物危害防止規定」を早急に策定し、職員に周知すべきである。

(2) 債権管理の適正化について

上下水道部所管の債権は、主として地方税と同様に自力執行権を有する強制徴収公債権である下水道使用料、下水道事業受益者負担金（以下、「下水道使用料等」という。）及び自力執行権を有しない私債権である水道料金に大別され、その徴収業務は民間業者に委託し、高い収納率を維持しているところである。

一方、滞納となった下水道使用料等については、投下事務量の確保や専門性の高い職員の育成が困難なことから、臨戸徴収による納付指導を主体とした徴収事務を実施している現状にある。

こうした状況を踏まえ、今後の下水道使用料等の徴収事務に当たっては、令和4年度から総務部納税課に設置された債権管理係との緊密な連携の下、債権の発生から督促、催告、差押え、換価、不納欠損に至る厳正・的確な滞納整理を実施されたい。